

今治市U I J ターン看護師等支援事業に係る経費の取り扱いについて
 交付要綱に規定する対象経費の取り扱いについては以下のとおりとする。

種別	要 件	申請書添付資料	備考
移住のために必要な引っ越し代金	○引越し業者、運送業者に支払った移住前住所から移住先住所までの家具等の運搬経費	領収書の写し	
移住のために必要な旅費	○移住前住所地と移住先住所地間の移動に要する公共交通機関又は高速道路利用料金のうち、移住のために必要とした経費	領収書の写し ETC 利用明細書の写し 移動の目的がわかる資料（参考様式）	○住居を契約するために要した旅費 ○事業所の要請により就職前に事業者を訪問した際の旅費
賃貸に係る礼金（敷金は除く）、仲介手数料、家賃	○申請者が契約者となっている移住先住所地の賃貸借契約であること	領収書の写し 賃貸借契約書の写し	
医療機関で使用する被服、書籍	○医療機関の勤務で通常使用する被服であること ○看護関連の書籍であること	領収書の写し（購入した商品等の内容がわかるもの、または、内容がわかる資料を添付）	
医療機関への通勤に要する移動用自転車およびヘルメット等の付属品（自動車・バイクは除く）	○通勤に自転車が必要であること ○競技用自転車でないこと	領収書の写し	

今治市U I J ターン看護師等支援事業に係る経費の取り扱いについて
 交付要綱に規定する対象経費の取り扱いについては以下のとおりとする。

種別	要件	申請書添付資料	備考
その他移住に伴い購入した生活に必要な用品・備品	○生活家電 ○生活に必要な家具・寝具 ○趣味・娯楽に要する物でないこと	領収書の写し（購入した商品等の内容がわかるもの、または、内容がわかる資料を添付）	生活家電 テレビ 洗濯機 冷蔵庫 掃除機 エアコン コンロ（IHを含む） 電子レンジ オーブン・トースター 炊飯器 アイロン ヘアドライヤー 電気ポット・ケトル 食器洗い乾燥機 空気清浄機 寝具 ベット 布団 家具 食器棚 タンス